

第 6 章

子育て当事者にやさしい社会

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、保護者等の子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく子どもに向き合えるようにすることは、子ども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

第6章では、地域全体で子どもを育てるという考え方に基づいた、子育て当事者への支援に関わる取り組みをまとめます。

- 1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援と家庭教育支援
- 3 共働き、共育ての推進とひとり親家庭への支援

1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取り組みとして、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ることが重要です。

国の制度等も活用しながらの支援、本市独自の支援などにより、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

現状と課題

- ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成等、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図る支援を実施しています。
- こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため子ども医療費助成事業の千葉県の助成基準に市独自の上乗せ実施、また学校給食費の無償化や第2子児童の保育料半額、第3子以降の無償化など市独自の支援も実施しています。

施策の方向

各種支援制度

各種制度を知らないことで支援を受けられないといったことなどがないよう、対象者に対する制度案内など周知を徹底していきます。

国による制度の改正等に滞りなく対応するとともに、支援対象者への丁寧な説明や、市独自の要件緩和の検討などにより、支援体制の充実に努めます。

市のみに限らず、国・千葉県、各機関等で独自に実施している支援制度の把握に努め、これらを活用することで支援の幅を広げていきます。

具体的な施策

52 経済的支援制度等の充実

- ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成の対象者には制度の案内など支援体制の充実に努めます。
- ひとり親世帯などに対し児童扶養手当を給付することで、経済的に不安定になりやすいひとり親家庭などの生活の安定や自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。
- 国家資格の取得や教育訓練講座を受講することにより経済的に自立を図ろうとするひとり親世帯の親に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を給付し、利用者の負担軽減や利用促進を図ります。
- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。
- ファミリー・サポート・センター利用料の助成については、対象者に丁寧な説明を行い、利用実績が増加しています。仕事と子育ての両立がしやすくなるよう、今後も支援体制を充実させていきます。

子育て支援課

53 幼児教育・保育の無償化

- 3歳児から5歳児までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することもたちの利用料を無償化としています。0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯のこどもたちも無償化の対象としています。
- また、市独自施策として、生計を同一にしていれば、きょうだいの年齢に関係なく、第2子の児童の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料としています。

保育課／学務課

54 医療費等の助成

- 高校生相当年齢までを対象とした子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業などを実施します。
- 子ども医療費助成事業について、千葉県の助成基準に市独自で上乘せを実施したり、千葉県が所得制限を設けているなかで、市独自に所得制限を設けず助成対象とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- ひとり親家庭等医療費等助成事業については、児童扶養手当と同様の所得制限を設けているものの、ひとり親家庭の親などに対しても医療費の助成を行うことで、ひとり親家庭などの福祉を増進し経済的負担を軽減します。

子育て支援課

55 未熟児養育医療費の公費負担

- 出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関への入院を必要とする乳児に対し、治療にかかる医療費を公費で負担します。
- さらに子ども医療費助成を併用することで、家庭の経済的負担を軽減します。

子育て支援課

56 児童発達支援等の無償化

○就学前の障がいのあるこどもを支援するため、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、対象者の利用者負担を無償としています。

障がい福祉課

57 就学援助制度

○経済的な事情で学用品費や学校の集金などの支払いが困難な状況にある家庭に、就学援助費の支給を行います。

○就学援助費の受給者のうち、一定要件を満たす場合には、中学3年生の生徒が高等学校等に入学する際に、入学準備経費の一部を援助する高等学校等入学支援金の支給を行います。

学務課

58 妊婦のための支援給付金

○妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦等の経済的支援として、妊娠届出後に1回目の給付金（5万円）、出産後の新生児訪問後に2回目の給付金（こどもの人数×5万円）を支給します。

子ども家庭課

59 学校給食費の無償化

○保護者の経済的負担を軽減し、社会全体で児童生徒の健全な成長を支え、健康の増進や体力の向上に資することを目的とし、市立小中学校での給食を提供している児童生徒の学校給食費を無償化しています。

学校給食課

2 地域子育て支援と家庭教育支援

まち全体でこどもの育ちと家庭での子育てを支えていくことは、良好な成育環境の確保と子どもたちの幸せな生活につながります。

子育てや家庭教育を支援する環境の整備、有効なサービス利用の助言、地域の力を生かして子どもや子育て当事者を支える社会づくりなどを進めます。

現状と課題

- 子育てについて不安や悩みを抱えている保護者に対して、それらの不安や悩みを解消していくため、子育てに関する相談体制や情報提供体制を充実させていくことが必要です。また、親子のふれあいを生む遊び場の提供や、より多くの利用につながるよう、周知していくことも重要です。
- 育児、幼稚園・保育園等のご案内、子育て支援サービスに関することなど、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談や情報提供、助言を行っています。子育てコンシェルジュ移動相談は、令和6年度から相談場所を11か所に拡充し、LINE予約の活用によりいつでも予約できるようになっています。
- 育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）による、育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。コロナ禍でも活動を休止せず援助することができました。利用会員が増えており、提供会員の増員が課題となっています。
- 多胎児や医療的支援が必要など、育児上特別な事情を抱える人たちが当事者同士で情報共有することなどが求められています。
- こどもを安心して育てていけるよう、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくり、地域コミュニティにおけるサポートの仕組みづくりが必要です。

施策の方向

家庭教育・保育への支援

子育て支援センターにおいて子育てに関する悩み相談や親子のふれあいの場を提供していきます。子育てナビ、市公式LINEを有効利用し、周知と利用の増加を図ります。

家事、育児等の支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する子育てヘルプサービス事業を引き続き実施します。

サービス利用の情報提供・助言

利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による、子育て支援サービス利用の案内やアドバイスを引き続き充実させていきます。

当事者グループの支援

こども家庭センターにおいて、育児上特別な事情を抱える人たちを当事者グループにつなげ、当事者グループがピア・サポートの役割を担えるよう支援していきます。

地域・学校での支援体制づくり

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールを設置していきます。

ファミリー・サポート・センターの充実

地域の力を生かした子育て支援につながるファミリー・サポート・センターについて、引き続き事業の周知と、提供会員・利用会員の増加に努めます。

具体的な施策

60 家庭教育への支援の充実

○公立幼稚園・小中学校での家庭教育学級の開設、家庭教育指導員の配置など、引き続き家庭教育への支援を実施します。

○参加者を増やす方策を検討していきます。

生涯学習課

61 子育てヘルプサービス事業の実施

- 在宅している妊産婦や一時的に家事、育児等の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することで保護者と児童等（小学生まで）の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援します。
- 育児に関すること（授乳、沐浴、おむつ交換等）、妊産婦の身体介助、家事に関すること（食事の準備、後片付け、買い物、洗濯、居室の掃除など）の支援を行います。
- 子育てへの支援を得にくい利用者がサービスを利用することで、保護者の孤立化を防ぎ、こどもの安全確保にもつながるものであるため、申請から支払いまでを電子上で可能とするLINEシステムの導入など、利便性の向上及び業務の効率化を図っていきます。

子ども家庭課

62 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の充実

- 子育て支援センターではこどもの遊び場を通して親子の交流を図るとともに、発育や健康、子育てに関する悩みや疑問についての相談や親子のふれあいを提供します。
- 子育てに関する情報の提供や講習等の実施、親子のふれあい事業等を行います。
- 子育てナビ、市公式LINEを有効活用し、周知と利用者の増加を図ります。

子育て支援課／保育課

63 利用者支援事業の実施

- 育児に関すること、幼稚園・保育園等のご案内に関すること、子育て支援サービスに関することなどについて利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談、情報提供、助言を行います。
- 子育てコンシェルジュ移動相談は、令和5年3月からLINE予約を活用し、いつでも予約ができるようになりました。令和6年度からは相談場所が11か所になっています。今後も継続して、サービスの提供に努めます。

子ども家庭課／子育て支援課

64 当事者グループによるピア・サポートの支援

- 多胎妊婦・育児や口唇口蓋裂・ダウン症等の当事者グループへの新たな仲間を紹介し、ピア・サポートが充実するように支援します。
- 活動がしやすい環境の整備に取り組みます。

子ども家庭課

65 地域の「教育力」の向上

- 中学校区ごとに学校や地域で活躍する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る「地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業」を実施します。
- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進するため市内全小中学校区でコミュニティ・スクールの導入を目指します。

生涯学習課

66 「食育」の推進

- 離乳食教室、親子食育教室、就学時健診健康教室、依頼教育、出前講座などを引き続き実施します。
- YouTube 動画等のコンテンツが充実してきており、忙しくて教室等に参加できない人などのためにも、これらのコンテンツのさらなる活用を図ります。

子ども家庭課／健康増進課

67 祖父母講座の開催

- 子育て環境の多様化により祖父母の役割も重要になり、地域全体で子育てを支える温かい環境づくりの一助となるよう、祖父母講座を開催します。
- 赤ちゃんのお世話の仕方や子育ての今と昔の違い、祖父母のサポートの仕方などがわかるよう「祖父母手帳」を発行します。

子育て支援課

68 ファミリー・サポート・センター事業の実施

- 乳幼児から小学生の保護者等を会員とした組織（育児の援助を行いたい人と育児の援助を希望する人）による、相互援助活動の支援を行います。
- 保育施設等の開始時間前、終了時間後の一時預かり、保育施設等と援助活動を行う場所までの児童の送迎、保育施設等の休日などの事由がある場合の臨時の預かり、冠婚葬祭やきょうだいの学校行事の際の一時預かりなどの支援を行います。
- 多様な働き方がある中での仕事と育児等を両立できる環境の整備や、地域の力を生かした子育て支援につながるものであるため、引き続き事業の周知と、提供会員・利用会員の増加に努めます。

子育て支援課

3 共働き、共育ての推進とひとり親家庭への支援

女性が活躍できる社会づくりを国が進める中、男女が協力して子育てできる環境に向けた情報提供や男性への支援は重要です。

また、ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が就労や経済面で不利な状況に置かれることも多く、こどもとともに地域で孤立化する状況も少なくないことから、こどもや保護者に寄り添った適切できめの細かい支援が求められます。

現状と課題

○令和6年実施の就学前児童保護者調査では、子育てや教育を主に行っているのは「父母ともに」が73.0%、「主に母親」が25.9%となっており、父親の就労状況は「フルタイム」が95.2%となっています。就労中の父親が積極的に育児参加できるようにするためには、仕事と子育ての両立に向けて基礎的な知識や技術を得られるような支援が重要です。

○ひとり親家庭の母または父に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、自立した後もアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行っています。また、母子・父子自立支援相談を実施しており、相談件数は増加傾向にあります。

施策の方向

男女協力しての子育てへの支援

父親が子育てを主体的に行えるよう、仕事と子育ての両立に向けた実技型の父親育児セミナーを実施していきます。また、母子健康手帳の交付時に、子育てに関する基礎知識を掲載した「父子健康手帳」を配付します。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。

離別によるひとり親家庭の保護者に、養育費の確保について必要な知識の普及など支援を充実します。

特別な支援が必要と考えられるこどもや家庭については、関連各機関・部署と情報を共有し、支援の連携に努めます。

■ 具体的な施策

69 父親育児支援事業の推進

○仕事と子育ての両立に向けて、父と子を対象とした実技型の育児セミナー「父親育児セミナー」を実施します。

○母子健康手帳の配布時に、父親が子育てに参加するための基礎知識を掲載した「父子健康手帳」を配付します。

子育て支援課

70 産後パパ育休（出生時育児休業）等の周知啓発

○令和4年10月の「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設により、従来の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで休暇を取得できるようになりました。

○男性の家事・子育てへの参画を促すよう、育児休業や男女共同参画に関する情報を様々な機会を通じて周知していきます。

市民活動推進課

71 ひとり親相談体制の充実

○ひとり親の自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。

○養育費確保について必要な知識の普及等、支援を充実します。

○特別な支援を要する方については、関係部門と情報を共有し、支援に努めます。

子育て支援課

72 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

○ひとり親家庭の父または母が就職や転職に役立つ職業技能を身につけるために、指定講座（パソコン・医療事務・介護講座など）を受講した場合、その費用の一部を助成します。

○所得に関係なく、母子・父子自立支援プログラムなどの自立に向けた計画の策定を受けている方を対象とすることで、広くひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。

子育て支援課

73 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の父または母が看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格を取得するため、養成機関で6か月以上の修業をする場合などに、生活の負担を軽減し、ひとり親家庭の自立を促進するための給付を行います。
- 児童扶養手当の所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とすることで、より一層の利用者の負担軽減や利用促進につなげていきます。

子育て支援課

74 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。
- 所得に関係なく、母子・父子自立支援プログラムなどの自立に向けた計画の策定を受けている方を対象とすることで、広くひとり親家庭の負担を軽減し、自立の促進を図ります。

子育て支援課

75 ひとり親家庭等医療費等助成

- ひとり親家庭の親子等に対し医療費等の一部を助成することで、ひとり親家庭などの福祉を増進し経済的負担を軽減します。
- こどもに一定以上の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日まで親子ともに助成期間を延長し、一層の負担軽減に努めます。

子育て支援課

76 ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用助成

- ひとり親家庭の親または父母がいない児童を養育している方に対し、就労の支援及び育児の負担の軽減を図ります。
- 援助活動を利用した場合に、その利用料の一部について助成し、支援に努めます。

子育て支援課